

令和2年度神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金 よくある問合せ

(更新日 2020.10.23)

	質問	回答	記載日
1	「(様式 1) 神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金交付申請書」及び「(様式 1-3) 補助事業計画書」の電子申請を行ったが、何分程度でメール連絡があるのでしょうか？	概ね5分以内に、「連絡担当者 E-mail アドレス」に記載いただいたメールアドレス宛に送信されます。 メールが届かない場合は、お手数をおかけしますが、「神奈川県 テレワーク導入促進事業費補助金 事務局」(電話 03-6630-5301) 宛てにご連絡をお願いいたします。	2020.10.5
2	同一の事業主で、県内に複数の事業所がある場合、それぞれの事業所から交付申請することは可能ですか？	それぞれの事業所から申請はできず、同一の事業主からは、1度のみ申請(及び交付決定を受けること)が可能です。 なお、各事業所で実施する内容を申請する場合、1つの交付申請書に併せて記載してください。	2020.10.5
3	交付申請後、該当商品が売り切れ等により購入できない場合、変更は可能ですか？	補助目的及び事業能率に関係がない場合、変更が可能です。 例えば、申請時に購入予定であったパソコンを、(テレワーク導入にあたって)同程度の機能を持つパソコンに変更することは可能です。ただし、交付決定した金額から増額はできません。	2020.10.5
4	交付申請をして交付決定を受けましたが、購入機器の変更や追加購入に伴い増額した場合、補助額を増額することは可能ですか？	交付決定した金額から増額はできません。	2020.10.5
5	「常時雇用する労働者」に、いわゆるアルバイトやパート社員は含まれますか？	次に該当する場合は、含まれます。 1年間を超えて引き続き雇用されている労働者または1年間を超えて雇用される見込みのある※労働者 ※「見込みのある」とは、労働契約書等により採用時から通算して1年間を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。	2020.10.5
6	コース②「事業費補助」の補助要件に記載されている「イ テレワークを実施可能な就業規則等を策定又は改定すること」は、必ず実施することが必要ですか？	公募要領6、7ページの「2 コース② 「事業費補助」中「(2) 補助要件」については、記載されている①から③を全て満たすことが必要となりますが、うち①についてはアまたはイのいずれかを実施すればよく、アのみの実施でも①を満たすこととなります。	2020.10.5

	質問	回答	記載日
7	VPN サーバーの設定料は対象となりますか。	補助対象経費のうち「③ テレワーク導入に係る外部専門家へのコンサルティング費」に該当するものとして対象となります。 ただし、上記を除く、通常（＝テレワーク導入に特化したものではない）にパソコンを使用するための初期設定料は対象となりません。	2020. 10. 13
8	「(様式 1-4)収支計算書」に関して、購入品目が多く様式の既存の行数では足りない場合、どうすればよいのですか。	行が足りない場合、適宜、行を追加してください。（なお、エクセル様式では、合計額等が自動計算されますが、行を追数した場合、既存の自動計算ではなく、改めて積算・修正をお願いします。）	2020. 10. 13
9	バックアップ用にハードディスク等を増設した場合、対象となりますか。	テレワークを行うために必須なもののみが対象となるため、バックアップのための機器は対象外となります。	2020. 10. 13
10	タッチペンは対象となりますか。	タッチペンは対象外となります。	2020. 10. 13
11	ノートパソコンに、キーボードやモニターを追加購入した場合、対象となりますか。	付属している機器の追加購入は対象外となります。	2020. 10. 23
12	同一人物がパソコンとタブレットを購入した場合、それぞれ対象となりますか。	同一人物が、パソコンとタブレットを使用する場合、同様の機能を持つものとして対象外となります。	2020. 10. 23